

収支報告書の訂正手続きの現状について

1. 収支報告書の訂正の法的位置付け

○政治資金規正法においては、収支報告書提出後における政治団体の申出による訂正については特段の定めはないものの、同法は、政治資金の収支を広く国民に公開することを目的の一つとしており、収支報告書は事実即して記載されるべきものであることから、収支報告書の内容が事実と反することが判明し、政治団体から訂正の申出があった場合において、2. のとおり、運用上収支報告書の訂正を認める取扱いとされている。

2. 収支報告書の訂正手続きの現状

○収支報告書の訂正は運用上の取扱いとされているため、下表のとおり、総務省及び都道府県選管で訂正手続きが異なり、統一されていない。

都道府県選挙管理委員会における収支報告書の訂正の取扱いについて

修正の方法	修正の時期			
	提出期限前	提出期限後 ～ 公表数値確定前	公表数値確定後 ～ 要旨公表前	要旨公表後
収支報告書の見直し修正のみ可	9	14	37	42
収支報告書の差替え修正のみ可	0	0	0	0
見直し修正・差替え修正両方可	37	32	3	0
見直し修正・差替え修正両方不可	1	1	7	5
収支報告書への会計責任者の押印	43	44	45	45
収支報告書への訂正年月日の記入	3	6	34	39
訂正願の徴収	5	9	38	46

※1. 表中の数字は、47都道府県のうち、表側に掲げる修正の方法を採っている団体数を表す。

※2. 表中の網掛け部分は、総務省における収支報告書の訂正の取扱いを示している。

※3. 見直し修正・差替え修正両方不可の団体においても、その他の方法により修正を認めている。

※4. 「提出期限」時点とは、国会議員関係政治団体の場合は前年分のものについて、原則として翌年5月末時点。

※5. 「公表数値確定」時点とは、官報に掲載する数値を確定する時点であり、総務大臣届出団体については7月末時点。

※6. 「要旨公表」時点とは、11月末を期限とし、例年であれば9月中旬。

○支出に係る分の訂正のうち主なものとしては、支出の金額の訂正、記載漏れ支出の計上、誤って計上した支出の削除等が挙げられる。